

## 平成30年5月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年5月10日（木）午後2時01分から午後3時24分まで  
2 開催場所 中山農村環境改善センター  
3 出席委員 (29人)

会長	15番	米澤 誠一	9番	田中 好道
農業委員	1番	高塚 光春	10番	川上 英章
	2番	小谷 恵	11番	江原 宏昭
	3番	前田 繁昌	12番	遠藤 幸子
	5番	岡田 龍男	13番	山下 一郎
	6番	高虫 秀樹	14番	岸本 耕二
	7番	尾古 札隆		
	8番	日野 浩一		
推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	大西 繁	11番	大場 兵輔
	4番	藤井 元之	12番	加藤 久和
	5番	林原 春男	13番	野口 稔
	6番	鳥橋 千廣	14番	杉谷 幸秀
	7番	荒松 将志	15番	山根 操
	8番	岩波 宏承		

- 4 議事録署名委員の決定 (6番 高虫 秀樹、7番 尾古 札隆)  
5 欠席委員 (1名) (農委4番 田中喬)  
6 会務報告 (別紙)  
7 議事日程  
議案第1号 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地証明願について  
議案第5号 大山町〔宮内、平及び長田の各一部 (172区域)〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について  
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

- (1) 賃貸借の解約について
- (2) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
- (3) その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

10 農業委員会事務局職員

局長	末次四郎
局長補佐	山下佳恵
主幹	松井明宏
事務補助員	山根江利子

## 11. 会議の概要

事務局 それでは定刻も過ぎておりますので、5月の農業委員会定例会を始めさせていただきます。それでは議長さんのご挨拶で始めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長 今日はご苦労さまでございます。忙しい時期に入ったなということで、田んぼのほうもしっかりと代かきされて田植えも盛んに行われていると、梨屋さんのほうは一生懸命に袋掛けというようなことで頑張っておられますし、ブロッコリーも何か一生懸命に苗を作ったり植えてあるということで、どの品目もですね、盛んに忙しい時期であるという中でですね、委員会をするということになりました。

これまでの中ですね、4月に会長さんがあちこちで会議があるわけとして、内容を少しぐらいは喋ってほしいな、というご意見がありましたので、4月はですね、西部の農業委員会長さんの会議というのがあってですね、南部町役場で行ったわけですが、収支決算書で総会をするわけですが、今度の新しい役員さんをまた出していくということでして、西部の会長さんというのはくるくるくるくる回っていく順番が決まっておりましてですね、この度は南部町だったんですけども、今度は会長がですね、米子市の○○さんでございますが、副会長が日南町の○○さんというようなことで、監事が日吉津村と西伯町というようなことで、くるくるくるくる回っていくというようなことでね、会長会、西部だったらちょうど事務局が変わる時期なんで、事務局さんの顔ぶれも変わってくるということで懇親会を兼ねてあるわけとして、出費がいるというようなことになりますけども、会長は自由に使う金がないもんですから自腹を切つるというようなことでございますが、西部の場合は集まつたら親睦会がされていくというようなことでござります。これは4月の12日にあったわけですが、たまたま今年はですね、梨の交配が早めに済んだだけ良かったけど、いつもこがな時にしてもらつたら「俺は欠席するぞ、何ちゅうことすっだ」って文句言いました。そしたら今度の米子の会長さんが「あんたのご意見を尊重して日にち聞いて日程を決めます」ということになりましたんで、来年はということで、皆がまとまっていきたいなというようなことでございました。そういうようなことで西部は西部のやり方があって、それから県は県のほうであるわけとして、これは4月12日でしたが、今度は4月27日はですね、水明荘のほうであつて、今度はどっこもの会長さんが来られて、だいたい会長さんっていうのは新しい会長さんってのはあんまりないでして、長くしとる会長さんばかりでして、だいたい大山だけ1期で変わるっていうのは。あとは何年もやつとられる人が多いということで、だけど質問するのは質問させてもらつてますんで、色々な項目の中ですね、ちょっと気になるのは農業会議からの説明や組織からの説明なんかやもございますが、一番取り組むのにこっちの考え方としては、農地白書の問題を盛んに質問される方もありましたので、それについてもきち

んと説明をしていくということで白書も作り上げていくということで、農業会議の方ももうちょっときちんとした白書を作つて、皆さん、地域の意見を聞いた白書を作つていくというような方針でいくというようなことが協議されました。それと、担い手、認定農家の強化とかいっぱいありますんで、手を挙げて喋ることがないでしょ、わしが認定農家の会長しとるもんだけ、質問して、担い手担い手って言つとるだけど、認定農家の会長の問題とか、全国大会にお前らちや行つたことがあるだかいなとかって質問して、皆さんに認定農家の会を作つてほしいと。各市町村にあんまり無いもんでして、西部ではうちだけなんで、日南町までかけても。△△町はちょっと作つてあったけど、お休みの期間中でして、あとはどっこも作つてないということで△△市が何遍も作つてござつて言つたら何とか工夫しましようということで、中部はあって△△があるんですね。鳥取のほうに向かうと、△△と△△市があるということなんだけど、活動は特別していないというようなことで、△△のほうも何かちょっと親分が引退したんでお休み期間中ということになつてしまつたということで。色々と担い手担い手と言ひながら、農業委員会の中でも協議されるわけですけども、組織的なものが殆ど無いのが現状なんで、その辺についてもうちょっと掘り下げて欲しいということを県の方の会長会の時には、私は若者の集まる組織をどんどん立ち上げて欲しいというようなことを言つているようなことです。あとは、皆さんに報告するようなことはあんまりないんですが、本を買ってほしいということなんで、皆さんが勉強するにはですね、本が必要だと。それで結構厚い本でして、これを読んで持つたりや、2晩も掛かってもよう読まんかなということで、それが1冊あれば農業委員会の3年間はスムーズに勉強会せでも、スムーズに出来るということになつたと。確か3千何ばだからしつたけ、高いなと思ったんですけども、それは買いなさいというようなことには意見として出とりました。特別なことは今についてはあんまり協議して本当に困つて手配せないけんじやないかな、ってなことがないもんですから。この前ですね、農業者年金の加入者つても政府が推進しとつて補助金まで出したり色々なメリットがあるわけですから、それなりにこれから農業をされる方に対して良いんでないかなと。農協としてはみどり年金を推進しております、みどり年金に入った人は農業者年金に加入出来ないというようなことになっておりまして、良い方向で考えれば農業者年金のほうに、新しい制度になつた農業者年金のほうが良いんだというようなことがありますので、今日、勉強していきたいなというようなことで、報告兼ねて長い事喋りましたけども、皆で次は次としてパトロールもあるし、やらないけんことが山積みしておりますので、一つ今後共、協力の程よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、欠席届が出とるのは農業委員の4番さんが欠席でございます。1名欠席ということで会議は成立するということで承認しますので、よろしくお願いします。

それから議事録署名委員は6番委員さんと7番委員さん、よろしくお願いいいたします。

---

議長 続きまして、会務報告のほうを事務局からお願ひします。

事務局 【会務報告】

- (4月 5日) • 中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (4月 11日) • 4月委員会案件現地確認について。
  - 4月定例農業委員会について。
- (4月 12日) • 名和地区農地利用最適化推進委員公募開始（～5/1まで）について。
  - 西部地区農業委員会会长協議会総会・研修会について。
- (4月 16日) • 名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (4月 19日) • 農地中間管理事業チーム会議について。
- (4月 20日) • 市町村農業委員会事務局職員等基盤研修会について。
- (4月 23日) • 大山町農業再生協議会幹事会について。
- (4月 24日) • 地籍調査案件現地確認（宮内、平及び長田の各一部）について。
- (4月 26日) • 大山町農業再生協議会総会について。
- (4月 27日) • 県農業委員会会长・事務局長会議について。

今後の予定でございますが、5月の30、31日に掛けまして全国農業委員会大会が東京でございます。それに会長さんの方にご出席していただくようにしておりますので報告しておきます。以上です。

---

議長 それでは続きましてですね、議案のほうに入りたいと思いますので、第1号議案の大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、事務局説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、失礼いたします。

まず議案第1号の大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、でございます。大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第8条により補充すべき推進委員の選任を求めます。

補充すべき推進委員さんとしましては、お名前としては●●●●さん、地区名は○○地区、○○となっております。集落は○○○です。任期といたしましては、委嘱する日から平成32年7月19日までとなっております。その推薦理由といたしましては、地域農業の中心的役割を担い、集落に新たに生産組合を立ち上げ役員として多大なる貢献をしておられると。また、地域のリーダーとしてみんなの手本であり、良き相談役となっている。これからも地域農業のために必要な人材であり農地利用最適化推進委員として奮闘してもらいたいと

議長 のことです。その他、経歴等についてはご覧のとおりでございます。以上です。  
これについて、この方を農業委員会として認めて良いかということですので、  
良いという方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛同ですので、承認したというかたちになりますので推進委員として今日からということで、ちょっと入っていただいて自己紹介を。

事務局 今、議長さんの方からありましたとおり、●●さんには今日お出でいただいておりますので、ここで委嘱状の交付とその後にご挨拶をいただきたいと思います。

(●●さん、入室)

(委任状交付)

議長 一つ、頑張っていただきますように。ちょっと挨拶を。

推委6番委員 失礼します。今、農地利用最適化推進委員という辞令をいただきました。

私、出身は〇〇〇でございます。3.8haの耕作地で主食米、飼料米、大豆というふうな形で作っております。畠地もありましたけど、1人で農業としてるもんで梨屋さんとブロックリー屋さんに貸しております。そういうふうな状態です。よろしくお願いします。失礼します。

(拍手)

(推委6番委員、着席)

---

議長 それでは議題に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、2ページをご覧下さい。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号21番、〇〇〇〇△△△△外6筆、譲渡人が〇〇県〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇町△△番△△の□□□口さん、事由としましては売買です。譲受人は〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さんです。10a当たり、※※万※千※百円と伺っております。続きまして番号22番、〇〇〇〇〇△△、1筆、譲渡人は〇〇△△△番地、□□□さん、譲受人が〇〇〇△△△番地△、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号23番、〇〇〇〇〇〇△△△△、1筆です。譲渡人が〇〇△△△△番地、□□□口さん、売買です。譲受人が〇〇△△△番地△、◇◇◇△さん、10a当たり※※万※千※百円と伺っております。番号24番、〇〇〇〇〇△△△△、1筆です。登記地目は山林となっておりますが、現況は畠です。譲渡人が〇〇△△△△番地、□□□□口さん、売買です。譲受人が〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さん、10a当たり※※万円と伺っております。

いずれも農地法第3条第2号各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えております。以上でございます。

議長 それではですね、現地確認のほうを21番については農業委員の5番さん、よろしくお願ひします。

農委5番委員 はい、5番です。午前中に農委3番委員、推委2番委員、事務局と現地を確認してきましたけど、きちんと田も耕してあり、草は刈ってあり、農地として管理してありました。問題ないと思います。

議長 番号22番について、推進委員2番さん、よろしくお願ひいたします。

推委2番委員 失礼します。22番の案件ですけれども、午前中、先程言わされた方々と現地確認をしてまいりました。現況につきましては畑ということで、既に正式に申出のあった案件でありますし、適正な管理がされておりました。特に問題がないかなというふうに見て帰りましたので、審議の程をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 番号23番、24番、農業委員の3番さん、よろしくお願ひします。

農委3番委員 3番です。同じく午前中、現地確認に行ってまいりました。23番の案件ですけれども、○○○を○○に上がる道路の際にありますけども、□□さんという自宅の周りの農地であります。これ去年、パトロールした時にはですね、大変荒廃しとったわけですけれども、委員会からの指導ですね、適正にして下さいという時から時間が経ったわけですけれども、耕耘もしてありますきちんと整備されております。農地としてですね適正に管理されているという状況で見て帰りました。それから24番ですけれども、地目は山林になっておりますけれども、現状は畑ということで、これも同じように○○○の集落のちょっと上、小路から入った所の周り、芝畠の所の一画ですけれども、面積的には小さな面積ですけれども、現状では今牧草が植わっております。草刈り等もきちんと管理されたあの牧草だと思いますので、十分に管理が行き届いているんではないかということで見て帰りました。以上です。

議長 どうも、ありがとうございました。山林であってもですね、一偏畑に開墾されて畑の状態になったら、農業委員会で審議すると。だけ、地目は山林であってもですね、現況がですね、農地になっておればですね、農業委員会で審議するというかたちになりますので、その辺を理解して下さい。

これについて質問がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、承認の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

全員賛成ですので、承認いたしました。ありがとうございました。

---

議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。

事務局 はい、4ページになります。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求める。

番号6番、○〇〇〇〇△△一△、1筆、譲渡人は○〇△△番地△、■■■■さん、譲受人、〇〇市〇〇町〇〇△△△△番地△〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△号、◆◆◆◆さんと◆◆◆◆さん、お二人です。転用目的及び施設の概要としては一般住宅と伺っております。農地区分といたしましては、農振農用地区ではなく、住宅等が連担する区域にある農地で、その規模が10ha未満であり第2種農地に該当いたします。許可根拠は集落接続です。申請者のお一人であります◆◆◆◆さんの母方の父所有の農地であります、そこに住宅を建築してご夫婦、子供お一人、夫の両親の5人で居住を予定されておられるそうです。汚水については既存下水管に接続しまして、公共下水道へ放流することとしております。文化財協議も済んでおりまして、〇〇井手土地改良区からの排水に関する同意も得られております。位置図などは5ページ及び7ページから10ページに付けております。続きまして番号7番、○〇〇〇△△△△一△、田んぼです。譲渡人が○〇△△△番地、■■■■さん、譲受人が○〇△△△番地△、農事組合法人◆◆◆◆◆◆◆さんです。転用目的及び施設の概要としては、農業用倉庫と伺っております。この農地につきましては、農地区分は農振農用地区ではございませんが、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当いたします。許可根拠は農業用施設で130.98m<sup>2</sup>の白ネギ調整加工をするための作業場兼コンバイン・トラクター等の農機具庫をしまう場所としての農機具庫として建設予定しております。被害防除については、雨水排水など周辺農地に与える影響もなく、計画もしっかりとしていると考えます。位置図などは5ページ、6ページ及び11ページ、12ページに付けております。以上です。

議長 現地確認の説明をですね、農業委員の5番さん、よろしくお願ひいたします。

農委5番委員 はい、5番です。6番の件に付きまして、集落の民家に隣接してあってすぐ隣であり何ら問題はないと思います、この件は。そして7番の件は、法人◆◆◆◆◆の太陽光のすぐ隣接する土地で、現在は野菜が少し植えてあったけど、別に問題ないと思われます。以上です。

議長 それでは、これについてのご質問はございませんでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

---

議長 議案第4号、非農地証明願について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、13ページになります。議案第4号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求める。

番号5番です。○〇〇〇〇△△△△一△、申請人は○〇△△△番地△、●●●さんです。事由といたしましては、40年以上前から山林化していることに

よります。位置図につきましては次のページの 14 ページに付けております。  
以上です。

議長 現地確認の番号 5 番について、農委 3 番委員さん、説明をお願いいたします。

農委 3 番委員 はい、説明させていただきます。5 番の案件ですけれども、先程、事務局のご説明にありましたようにですね、事由としても 40 年以上前から耕作してないというとおりの状態でありまして、現状、山林と言った方が正しいのかなというような状態であります。登記地目であります畑に再生するためには、多大なる時間と費用が掛かるんじゃないかということで、限りなく現状では不可能ではないかということで見て帰りました。以上であります。

議長 これについて、ご質問の方があれば。

(沈黙)

ないようですので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので承認いたしました。

---

議長 議案第 5 号、平成 29 年度大山町【宮内、平及び長田の各一部（172 区域）】地籍調査事業に係る農地の地目変更について、ご説明を事務局お願いいたします。

事務局 はい、議案第 5 号です。15 ページになります。

平成 29 年度大山町【宮内、平及び長田の各一部（172 区域）】地籍調査事業に係る農地の地目変更について、です。

このことにつきまして、地籍調査課から本ページの右半分のとおり照会がございました。地籍調査は境界や面積を確定するのに合わせて、地目を現況どおりに修正する目的も兼ねております。この照会は現況に合わせた地目に変更する中で、以前の地目が田、畑だったものを農地以外の地目に変更することになるため農業委員会の意見を求めるものです。よって、照会のあった土地の現況を担当地区の委員さんに確認いただきまして、農地以外の地目の変更が正しいのか審議いただくことになります。次のページの 16 ページに地目変更予定地一覧と、その次のページの 17 ページに位置図を添付しております。17 ページの黒や薄い黒で色塗りされてるのがその箇所でございます。以上です。

議長 これにつきまして、現地確認を推進委員の 11 番さん、よろしくお願ひします。

推委 11 番委員 報告します。長田地区につきましては、大谷ため池の上と下でしたが、既にと言いますか、葦が生えたり、一部ため池になっておりまして、到底、耕作は無理かと思いました。それからもう一つ、この大谷ため池のずっと上の方の○○さんでしたかね、田んぼは既にここも荒地になりました、周りも全て非農地になっておりましたので、これから先、水田に耕していくのは無理と思いました。それから、平、宮内の土地につきましては、既に山林になっておりまして、追認の格好になろうかと思います。以上、報告します。

議長 これについて、ご質問の方がありましたら、よろしくお願ひいたします。  
(沈黙)  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、承認いたしました。

---

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、18ページになります。  
議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、です。利用権の設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細; 詳細は議案に明記) 以上でございます。

議長 何か質問はございませんでしょうか。  
(沈黙)

なければ、番号の427、番号438、番号455を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

それではですね、427番、推進委員の3番さん、(議事参与の制限のため)ちょっと外にお願いいたします。

(推委3番委員、退室)

427番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

(推委3番委員、入室)

では続きまして438番、推進委員の11番さん、(議事参与の制限のため退室を) お願いします。

(推委11番委員、退室)

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

はい、全員ですので承認いたしました。

(推委11番委員、入室)

それでは455番の件について、農業委員の8番さん(議事参与の制限のため退室を) よろしくお願ひします。

(農委8番委員、退室)

455番、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

---

議長 それでは議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。35ページになります。  
議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求める。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上でございます。以上です。

議長 これについて質問がございましたら。

(沈黙)

質問がないようですので、番号13番を除いてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

それでは番号13番の、農業委員の9番さんちょっと(議事参与の制限のため退室を)お願いします。

(農委9番委員、退室)

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので承認いたしました。

(農委9番委員、入室)

---

議長 それでは報告事項について、(1)のですね、賃貸借の解約については後で見ておいて下さい。それから(2)公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、これも後で見ておいて下さい。

それから(3)番のですね、その他について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 【その他】

・非農地認定の通知書の発送について。

議長 そういうことで「ちょっと何だからいな」ってことがあるかもしれません。もし、その場合にはですね、事務局の方に連絡して下さい。結構、数が出してあるはずですので、どことは分かりませんけども、場所によってはたくさんある

所もございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 では次、7番のその他についてですが、今度の定例会についてですが、6月11日、月曜日、これまでどおりの3時からで良いでしょうか。パトロールの場所決めを今度の6月に配分などを決めたいと思いますので、委員会が済んだ後に、これまでもやつると思うんですが、それをやっていくということで日程とかの調整もございますので、事務局の関連性もありますので、また計画するってかたちで。3時からで良いでしょうか。

(はい、との声あり)

なら、3時からということで。

事務局 はい。

議長 場所は、ここの中山改善センターでよろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

議長 その他のその他、何かございますでしょうか。

事務局 すみません。事務局からその他で二つほど、よろしいでしょうか。

議長 はい。

事務局 【その他】

- ・農業委員会だより編集委員会について。
- ・農業委員会の活動の点検・評価と今年度の活動計画について。

議長 全体で協議したって中々難しいで、原案作ってこれで良いでしょうかというような方針で皆さん文書を作って、問題がある所はチェックするというかたちでようございますか。

(はい、との声あり)

なら、そういうことで。

事務局 はい、ありがとうございます。

では、この会が閉会された後にはですね、本日は農業者年金の加入推進にかかる研修会も予定しておりますので、もう講師の方も見えておられますので、一応ご連絡です。事務局からは以上です。

議長 では、以上を持ちましてですね、5月の農業委員会の定例会を終了いたします。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

高虫 秀樹

議事録署名委員

尾古 礼隆

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。